# 平成30年度第6回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 9月25日 午後1時30分											
閉会日時	平成30年 9月25日 午後2時55分											
場所	五島市役所3階大会議室											
	1	南	忠明	2	出口	幸博	3	山﨑	早苗	4	平田	光昭
農業委員	5	荒木	富男	6	今里	誠一	7	中村	耕二	8	山本	実雄
出席委員 (19名)	9	古里	善秀	1 0	山下	富雄	1 1	谷川	基晴	1 2	奈留	敏弘
	1 3	角田	隆章	1 4	上村	孝幸	1 5	岩田	弘孝	1 6	尾崎	初雄
	1 7	林	賢市	18	寺坂	誠一	1 9	山田	勝久			
欠席委員(0名)												
		山田	全		中村	利幸		梁瀬	敏夫		二二	誠一
推進委員出席委員		藤田	道則		岩谷	聖		片町	利則		深松	誠
(14名)		寺内	和彦		四辻	嘉之		川端	敏弘		木場	兵次
		大石	勝		野平	荘二						
		中村	誠		出口	傳		畑田	幸彦		松本	芳一
欠 席 委 員 (6名)		平山	勇市		小原	英樹		吉谷	吾市		坂井	平人
署名委員	7	中村	耕二	17	林	賢市						
	事務局長:田脇栄二 農地係長:梅木広成 主査:阿野舞子 主査:田中善博 嘱託員:井川勝博											勝博
事務局	分室 富 江:伊賀紀子主幹 玉之浦:保家 洋係長 三井楽:野口良美係長 岐 宿:月川美香主査 奈 留:村木博信係長											

	議	題	件	名	結	果
	議案第	33 号	農地法第3条許可申請に係る意見	について	可	決
上程案件	議案第	34 号	農地法第4条・5条の規定による	許可申請に係る意見について	可	決
上程案件及び処理結果	議案第	35 号	農業経営基盤強化促進法第18条 利用集積計画の決定について	第1項の規定による農用地	可	決
果「	議案第	36 号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画(案)に対す		可	決
	議案第	37 号	農地利用状況調査に係る非農地の	判断について	可	決

# =午後1時30分 開会=

#### □事務局長

平成30年度第6回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日の総会出席委員は、19名全員出席となっております。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。

# 〇議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成30年度第6回五 島市農業委員会総会を開会いたします。

# 〇議長

それでは、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。 続いて議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

# 議案第33号

1番 土地の所在地:〇〇町〇〇番 田、外田3筆、畑7筆 11 筆合計 13,977 ㎡

譲受人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 自営業兼農業

譲渡人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由: 義妹より譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由: 非農家で耕作管理できないので義兄に譲り渡す。

契約内容: 贈与

次に、9月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

#### 〇議長

では、採決いたします。議案第33号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

#### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は、許可されました。

#### 〇議長

次に、議案第33号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

2番 土地の所在地:〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計3,759㎡

譲受人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 介護職員

譲受理由: 耕作に便利な当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由: 非農家で耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容: 売買 対価2筆合計〇〇円

次に、9月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

では、採決いたします。議案第33号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

#### 〇議長

次に、議案第33号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

3番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田3筆、4筆合計2,267㎡

譲受人: OO町OO OO番地 OOOO 農業 譲渡人: OO県OO OO番地 OOOO 無職

譲受理由: 叔父から貸借している当該地を譲り受けて引き続き耕作する。

譲渡理由: 市外に居住しており耕作管理できないので甥に譲り渡す。

契約内容: 贈与

次に、9月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

#### 〇議長

では、採決いたします。議案第33号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

#### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

# 〇議長

次に、議案第34号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、 1番と2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して 説明します。5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設 定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良

事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7ページをご覧ください。

議案第34号の1番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 13 m<sup>2</sup>

〇〇町〇〇番 畑 36 ㎡

合計 49 ㎡ 第 2 種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇市〇〇 〇〇番 〇〇〇〇

転用目的:道路用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.7m、切土を最高 0.6mの造成工事を施工し、申請地周囲は県道と擁壁等で分断され土砂等の流失の恐れは無く、譲受人の所有地への進入路として利用する為、周辺農地への日照や通風及び耕作等に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は側溝放流とする計画です。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第34号の2番をご説明いたします。

所在:〇〇町〇〇番 畑 91 ㎡ 〇〇町〇〇番 畑 32 ㎡

合計 123 m 第 2 種農地

申請人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:道路用地

申請地は、〇〇〇〇から東へ約300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市 計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.7m、切土を最高 0.6mの造成工事を施工し、申請地周囲は県道と擁壁等で分断され土砂等の流失の恐れは無く、所有地への進入路として利用する為、周辺農地への日照や通風及び耕作等に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は側溝放流とする計画です。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

### 〇議長

次に、議案第34号の1番と2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第34号の1番と2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

# □○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 1 番と 2 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第34号の1番

所 在:〇〇町〇〇番地 外1筆

転用者:〇〇〇〇 転用目的:道路用地 議案第34号の2番

所 在:〇〇町〇〇番地 外1筆

転用者:〇〇〇〇 転用目的:道路用地

1番と2番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条・第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

# 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第34号の1番と2番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### ○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号の1番外1件は許可相当と決しました。

#### 〇議長

次に、議案第34号の3番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より 農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があって おりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

# 〇議長

事務局の説明を求めます

#### □事務局

9ページをご覧ください。

議案第34号の3番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 331 m 第3種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から北東に約 380mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都

市計画区域内の第1種低層住居専用地域内で第3種農地であります。次に配置図について ご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、土地の境界は、ブロック壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはなく、建物の高さを約 5mの平屋建てとすることで、周辺農地への日照、通風、営農等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。以上です。

#### 〇議長

次に、議案第34号の3番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告の後に行います。

# □○○地区協議会会長代理

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第34号の3番について、当協議会は去る9月18日、現 地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

# 議案第34号の3番

所 在:〇〇町〇〇番 転用者:〇〇〇〇 転用目的:住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第3種農地である。 周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、 農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

# 〇議長

○○地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第34号の3番に対する地区協議会会長代理報告は、 許可相当であります。地区協議会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号の3番は許可相当と決しました。

○○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇委員出席—

#### 〇議長

次に、議案第34号の4番から6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

**10** ページをごらんください。

議案第34号の4番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 459 m 第3種農地

借 人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 貸 人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:土地は、無償の使用貸借契約です。

申請地は、〇〇〇〇より東に約 290m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、東側は石垣で西側はブロック壁により保護され、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地から充分な距離がありますので、日照・通風・営農等への被害の恐れはありません。また、雨水排水は、自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に排出する計画となっております。本案は、市役所等の支所からおおむね300m以内の区域内にある第3種農地であります。

次に、11ページをご覧ください。

議案第34号の5番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 1,822 m 第1種農地

〇〇町〇〇番 畑 309 m 農用地区域内の農地

合計 2,131 m<sup>2</sup>

申請人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 700mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外及び農 用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、転用の許可を得ないで平成19年ビニールハウスを使用して、鶏を飼育し、現在も鶏舎として使用しております。現在に至るまで、周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はなく、鶏糞等の処理は、定期的に鶏舎内の清掃を行い大半は堆肥センターに搬入し一部作物の肥料として畑に散布しております。雨水排水は自然流下とする計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地及び農用地区域内の農地となっておりますが、農業用施設用地は例外的に許可することができるとなっており、平成26年12月19日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案については、全地区協議会を開催しております。

次の議案につきましては、差替えがありますので、本日お配りしている議案書をご覧ください。議案第34号の6番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番 畑 3831 ㎡ 農用地区域内の農地

譲受人:〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:農業用施設用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇より南へ約 900mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、最高 1.2mの盛土及び最高 1.7mの切土の造成工事を行い、法面は石積やブロック壁を設置することで土砂等の流出はなく、施設の高さや設置位置を制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。本案は、平成30年度五島市畜産クラスター構築事業により、申請地と隣接する同所1740番(原野)を事業併用地として豚舎 1 棟を建築する計画となっております。また、当該地は、富江土地改良区の受益地となっていますが、富江土地改良区より農地から農業用施設用地への転用は、やむを得ないとの意見をいただいています。

雨水排水については、自然流下及び雨水排水溝を通じ雨水貯留浸透池へ溜めて既存の水路に放流する計画となっており、豚舎内の糞は、処理施設で堆肥として処理し、汚水については、汚水貯留タンクに溜め、排水管を通し畜産汚水処理施設にポンプ圧送し処理した後、水路放流する計画となっております。

本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成30年7月30日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案については、全地区協議会を開催しております。以上です。

# 〇議長

次に、議案第34号の4番から6番に対する地区協議会会長の報告を求めます。 質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第34号の4番と5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

### □○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 4 番と 5 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

# 議案第34号の4番

所 在:〇〇町〇〇番

転 用 者:0000 転用目的:住宅用地 議案第34号の5番

所 在:〇〇町〇〇番 外1筆

転用者:0000

転用目的:農業用施設用地

4番の申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、おおむね300メートル以内に市役所の出張所がある第3種農地である。5番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地及び農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条・第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。 —質疑応答:なし—

# 〇議長

次に、議案第34号の6番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### □○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第34号の6番について、当協議会は去る9月18日、9月21日に現地調査及び審議を行いましたので、その結果をご報告いたします。

#### 議案第34号の6番

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者:0000

転用目的:農業用施設用地

本案の申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

#### 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第34号の4番から6番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。 地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号の4番外2件は許可相当と決しました。

#### 〇議長

次に、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。 13・14 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用する

ため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。15ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田30筆、畑35筆の計65筆で、面積が144,430㎡。所有権移転につきましては、田1筆、畑24筆の計25筆で、面積が45,917㎡となっております。以上です。

#### 〇議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

一〇〇番〇〇〇〇委員退席—

#### 〇議長

事務局の説明を求めます

# □事務局

16ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 畑2筆 14.518 ㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

#### ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員:出席—

### 〇議長

次に、議案第35号、利用権設定の2番を審議いたします。

本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

一〇〇番〇〇〇委員:退席—

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

2番 利用権の設定を受ける者:○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者: ○○○○

利用権を設定する土地: 畑1筆 3.216 ㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

#### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

一〇〇番〇〇〇〇委員:出席—

# 〇議長

次に、議案第35号、利用権設定の3番を審議いたします。

本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員:退席—

#### 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

3番 利用権の設定を受ける者:○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地:畑1筆 1,298 ㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

#### ○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の3番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の3番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員:出席—

### 〇議長

次に、議案第35号利用権設定の4番1から16番、所有権移転の17番から21番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

4番1 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 利用権を設定する土地: 畑1筆

- 4番2 〇〇〇〇 畑1筆
- 4番3 〇〇〇〇 田3筆
- 4番4 〇〇〇〇 畑2筆
- 4番5 〇〇〇〇 田4筆
- 4番6 〇〇〇〇 田3筆
- 4番7 0000 田1筆

以上4番1から4番7の面積合計は、田11筆、畑4筆で合計22,908 m<sup>2</sup> 全て新規で、契約内容は4番1から4番2、4番4から4番7が賃貸借権、4番3が使用貸借権となっております。

なお、4番各号につきましては〇〇〇〇によるものです。

5番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 外共有持ち分者なし

利用権を設定する土地: 田3筆

5番2 〇〇〇〇 田1筆

以上5番1から5番2の面積合計は、田4筆で合計6,216 m<sup>3</sup>、 全て更新で、契約内容は全て使用貸借権となっております。

6番1 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者: OOOO 利用権を設定する土地: 田1筆

6番2 中村政行 畑1筆

以上6番1から6番2の面積合計は、田1筆、畑1筆で合計1,990 m<sup>2</sup>全て新規で、契約内容は全て使用貸借権となっております。

7番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 利用権を設定する土地: 畑1筆 7番2 0000 畑1筆 7番3 0000 畑3筆 7番4 0000 畑1筆 7番5 畑1筆 0000 7番6 0000 畑1筆 7番7 0000 外5名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 畑1筆、以上7番1から 7番7の面積合計は、畑9筆で合計23.538㎡。 7番1から7番2、7番4から7番7が更新、7番3が新規で、契約内容は全て 賃貸借権となっております。 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 担い手 8番 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 田 3 筆 7,969 ㎡ 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 9番1 利用権を設定する者: 〇〇〇〇 外4名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 利用権を設定する土地:畑1筆 0000 畑4筆 9番2 9番3 0000 畑2筆 9番4 0000 畑1筆 以上9番1から9番4の面積合計は、畑8筆で合計13.266㎡、 全て更新で、契約内容は全て使用貸借権となっております。 10 番 1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 畑4筆 0000 畑1筆 0000 畑1筆

10番2

10番3

10番4 0000 畑1筆

> 以上 10番1から10番4の面積合計は、畑7筆で合計13.780㎡、 10番1が更新、10番2から10番4が新規で、契約内容は10番1が使用貸借権 10番2から10番4が賃貸借権となっております。

11番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

> 利用権を設定する者: 0000

利用権を設定する土地: 田4筆 11,265㎡ 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

12番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手

> 利用権を設定する者: 0000

利用権を設定する土地: 畑1筆 4,335 m<sup>2</sup> 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

13番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

> 利用権を設定する者: 0000

利用権を設定する土地: 畑1筆 6,082 m<sup>2</sup> 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

14番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆 1,356 ㎡ 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

15番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆 3,129 ㎡ 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

16番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田5筆 9,564 ㎡ 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

17番 所有権の移転を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地: 畑2筆 4,254㎡、

契約内容は売買で対価は2筆合計〇〇円となっております。

18番 所有権の移転を受ける者: 〇〇〇〇 担い手

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地: 畑9筆 14,525㎡

契約内容は売買で、対価は9筆合計〇〇円となっております。

19番 所有権の移転を受ける者:〇〇〇〇 担い手

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地: 田1筆 2,423 ㎡

契約内容は売買で、対価は〇〇円となっております。

20番1 所有権の移転を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者: 〇〇〇〇 所有権を移転する土地: 畑3筆

20番2 〇〇〇〇 畑2筆

以上 20 番 1 から 20 番 2 の面積合計は、畑 5 筆で合計 8,005 ㎡ 契約内容は売買で、対価は 20 番 1 が 3 筆合計〇〇円 20 番 2 が 2 筆合計〇〇円となっております。

21番 所有権の移転を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地:畑8筆 16,710㎡

契約内容は売買で、対価は8筆合計〇〇円となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の (1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

#### ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の4番1から16番、所有権移転の17番から21番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の4番1外32件、所有権移転の17番外5件は原案のとおり可決されました。

# 〇議長

次に、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用 地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。24ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権 を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計 画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第35号4番各号の利用権設 定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

- 1番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 畑1筆 3,378 ㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 2番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 畑3筆 4,309㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 3番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 田3筆 2,699 ㎡ 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 4番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 田8筆 12,522 ㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番から4番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第36号農用地利用配分計画に対する意見について 1番から4番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意 見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番外3件については、適当であるとの意見に決しました。

# 〇議長

次に、議案第37号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案第37号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。28ページをご覧ください。

平成26年4月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。29ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田7筆、畑15筆の合計22筆で、合計面積は22,975.16 m<sup>8</sup>となっております。

4月からの累計は、田 99 筆、畑 175 筆で合計面積は 236,301.40 ㎡となっております。 以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第37号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

# 〇議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。 始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

# □事務局 会議等報告・予定他について

- 1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
- 2. 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
- 3. 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
- 4. 農業委員・推進委員の公務災害補償制度への加入について、自費研修旅行の予定について
- 5. 会議等報告・予定について
- 6. その他

# 〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第6回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

=午後2時55分 閉会=